

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号	
1)公共工事の計画・設計等に関する施策 計画手法の見直し	事業の重点化・効率化を図りつつ、計画的な整備を行う	・事業の実施にあたり、重点的な投資を行うことにより、投資結果の早期発現を図りつつ計画的な整備を行う。	事業実施箇所を厳選し、早期の事業効果を発現。	事業実施箇所を厳選し、早期の事業効果を発現。	事業実施箇所を厳選し、早期の事業効果を発現。	1	B		
	港湾、漁港事業等と連携した養浜計画の検討	・海岸侵食対策として実施される養浜工に必要な砂レキに他事業から発生する土砂の計画的な有効利用を図る。	・平成9年度より「渚の創生事業」を創設し、効率的な事業実施を図る。	・事業継続	・事業継続	1	A	1-1-1	
	公園施設の複合化等について検討	・大規模な運動施設等の施設計画における施設の複合化や大会等の一時的ピーク時のための施設について仮設等による対応。	・公園整備コスト縮減検討委員会を設置し、公園施設の複合化、過度な整備を行わない公園計画等について検討。 ・公園事業について、コスト縮減のための計画・設計ガイドラインの作成に着手	・ガイドライン（試行案）の作成	・直轄事業等10件程度について試行 ・ガイドライン案の策定	1	B	1-1-2	
	下水汚泥とゴミの共同焼却	・下水道終末処理場から発生する下水汚泥は通常下水汚泥専用の焼却施設で処理している。しかし、この下水汚泥を乾燥させゴミ焼却場へ運搬し、一般廃棄物である家庭ゴミ等とゴミ焼却場で処理する共同施設の検討を行う。	・下水汚泥を焼却するための含水率等の性状についての検討 ・モデルプラントの建設。	・モデルプラントの建設	・下水汚泥とゴミの共同焼却の実態把握。問題点の整理を行い、実施にあたっての基礎データを整理。	1	B	1-1-3	
	下水道汚泥広域共同処理	・汚泥処理施設を個別に建設するのではなく広域的に集約化して共同処理する。	・処理場毎に計画している汚泥処理施設を広域的に集約して、共同処理する方式の促進を図る	・処理場毎に計画している汚泥処理施設を広域的に集約して、共同処理する方式の促進を図る	・処理場毎に計画している汚泥処理施設を広域的に集約して、共同処理する方式の促進を図る	1	A	1-1-4	
	公共住宅設計計画指針の見直し	・公営住宅等の設計における寸法等のルールを示した「公共住宅設計計画標準」を見直し、計画段階からのコストコントロールに視点を置いた設計計画のガイドラインとして策定する。	・「公共住宅設計計画標準」の見直しの検討を行う。	・新たな指針として「公共住宅企画設計計画指針」を策定	・指針に沿った具体の設計の実施	1	A	1-1-5	
	技術基準等見直し (河川関係)	スーパー堤防の地盤改良の規定の見直し	・現行の「高規格堤防盛土設計・施工指針（案）」による液状化抵抗率の判定に加え過剰間隙水圧を考慮した円弧すべりによる堤体の安定計算を行い、地盤改良の必要性の判定基準を設定し、堤体の安定と経済施工に努める。-高規格堤防盛土設計・施工指針（案）の改訂-	・平成9年度に検討会を設置し、液状化対策範囲の判定基準に関する検討。 ・高規格堤防盛土・設計施工方針（案）を改訂。	・新たな判定基準により試験施工実施	・新たな判定基準により試験施工実施	1	A	1-2-1
		小型樋門・樋管の基礎構造の規定の見直し	・樋門・樋管について、基礎地盤の一定の沈下を許容できる「たわみ性」のある新素材の適用も検討し、樋門・樋管の「柔構造化」を図る。-樋門・樋管設計指針（案）の改訂-	・樋門・樋管設計指針検討会において柔構造樋管の設計・施工指針を検討。	・樋門・樋管設計施工指針（案）を改訂。 ・試験施工	・試験施工、追跡調査 ・新たな基準により試験施工実施	1	A	1-2-2
		橋梁の径間長に関する規定の見直し	・現行の「河川管理施設等構造令」制定後の新たな知見に基づき、径間長に関する規定を見直し、より経済的な径間長を選択可能とする。-河川管理施設等構造令の改訂-	・河川管理施設等構造令を改訂する。	・新構造令により許認可事務を実施	・新構造令により許認可事務を実施	1	A	1-2-3
		河川トンネルにおける新技術の活用	・河川トンネルのシールド工法は、掘削内面を鋼材による一次覆工とコンクリートによる二次覆工を必要としているが、一次覆工について、内水圧対応のセグメントの水密性、継ぎ手の剛性を向上させることにより二次覆工を省略し、工事費の縮減、工期の短縮を図る。	・平成9年度に検討会を設置し、河川トンネルのシールド工法における、継ぎ手部の水密性、剛性について施工事例を基に検討し、二次覆工を省略する工法を検討。	・試験施工	・試験施工	1	B	1-2-4
	砂防ダムの材料の見直し ・粗石コンクリート ・鋼製砂防ダム ・CSG工法 ・RCD工法等	・砂防ダム堤体に現地の転石を用いた粗石コンクリートを使用することにより工事費の縮減を図る。また、型枠材や護岸材料等としても転石を有効活用することによって工事費の縮減を図る。良質の転石が採取可能でかつ、転石を洗浄する水が確保できる等の箇所に有効である。	・検討会を設置し、技術的検討を開始する。	・設計基準の見直し検討 ・施策の普及	・設計基準の見直し検討 ・施策の普及	1	A	1-2-5	

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(道路関係)	砂防ダムの設計基準の見直し	・流出土砂による前のり部の損傷を防ぐためこれまでほとんどの砂防ダムにおいて急勾配で設計されている前のり勾配を、これまでの実績を踏まえ、損傷の恐れが少ないと判断される場合に緩勾配とし、同じ外力に対して堤体積の小さい砂防ダムを施工することによりコスト縮減を図る。特に流出土砂の粒径が小さい場合や、土砂の流出頻度が低い箇所に有効である。	・技術的な検討 ・現場の試行	・設計基準の見直し検討 ・施策の普及	・設計基準の見直し検討 ・施策の普及	1	A	1-2-6
	集水井の径の小断面化等の検討 ・集水井の小断面化 ・土留材の改良 ・補強材の検討	・集水井の小断面化、土留材の改良によって資材の原料、工事時間の短縮などをはかるため集水井の技術基準を見直すため検討委員を設置し、平成10年度より現地検討をおこなう。	・検討会を設置し、技術的検討を開始する。	・試験施工を実施し、設計基準の見直しを準備する。	・引き続き試験施工を行い、設計基準の見直しを検討する。	1	C	1-2-7
	現場打吹付法枠工の枠間隔の拡大	・現在の規格の現場打吹付法枠工について、その枠間隔を見直すことによってコスト縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。	・技術検討	・基準の制定		2	B	1-2-8
	トンネル換気設計基準の改定	・車両性能の向上に伴い、大型車の煤煙排出量が減少してきていることに対応し、トンネル換気施設の設計基準を平成9年度に改定する。	・パイロット事業を実施	・パイロット事業を実施	・基準案の改訂	1	A	1-2-9
	シールド共同溝の二次覆工の省略	・シールドの共同溝の二次覆工について地下水等の周辺環境に応じて省略が可能となるよう設計基準を改定する。	・二次覆工の省略が可能な環境条件等について検討する。		・二次覆工の省略について技術基準を改定する。	1	A	1-2-10
(下水道関係)	盛土締め層厚の厚層化	・盛土は、品質確保のために一層30cm以下で施工しているが、新規に開発した大型の転圧機械の活用等により一層あたりの締め固め層厚を増加させ、施工効率を高める。	・厚層化検討のための試験工事を実施する。	・試験工事のデータ解析を行うとともに、適正な層厚を調査する。	・暫定運用を図りつつ、順次、適用土質を拡大する。	1	A	1-2-11
	擁壁・カルバートへのプレキャスト製品の活用促進	・土工指針（擁壁工指針、カルバート工指針）の改訂に際し、プレキャスト擁壁、プレキャストカルバート、ユニット鉄筋等の使用に関する事項を追加し、これらの製品を利用しやすい環境を整備した。		・道路土工指針の改定		1	A	1-2-12
	補強土擁壁の設計合理化	・実験等から得られた知見をもとに土工指針（擁壁工指針）に補強土擁壁に関する設計法を規定し、擁壁高さによっては従来のコンクリート壁を上回る経済性が得られた。		・道路土工指針の改定		1	A	1-2-13
	管渠勾配の決定方法の見直し	・管渠の勾配については、現在、管内に沈殿物の堆積を防ぐため管内の流速が一定値以上になるように決定しているが、末端枝線管渠について最大流速時の掃流力を考慮して緩やかな管渠勾配になるよう検討する。	・流量変動時の掃流力等の試験検討。	・管渠勾配低減時の掃流力等の試験検討	・現行指針で継続して実施する。	1	C	1-2-14
	マンホール設置基準の改定	・マンホール設置間隔は、管渠口径により標準的な距離が決められているが、維持管理技術の進歩を考慮し設置間隔を大きくするよう設置基準の改訂について検討する。また、マンホールの小型化についても検討する。	・管渠の維持管理技術に関する現況把握及び設置区間延長の可能性検討。	・維持管理技術の改良による設置区間延長の検討	・マンホール設置基準の改定について、技術的検討は終了	1	B	1-2-15
	道路埋設基準の見直し	・道路に下水管渠を埋設する場合の深さについて管の強度の確認等を含めて検討し、これまでより浅い位置に管渠を設置できるよう新しい管渠埋設基準を策定する。	・下水道工事での管種、管径毎に埋設深を変えて試験施工し技術的検討を実施。	・試験施工と技術的検討実施	・道路埋設基準の見直し（道路局と協議）	1	A	1-2-16
	小規模下水道水処理施設の標準化	・小規模な処理場に適した縦軸OD法、好気性ろ床法、回分式活性汚泥法等の水処理施設の標準化を図る。	・施設規模、地域条件等の整理を行い標準化に向けて施設の設計諸元等の検討（縦軸OD法、好気性ろ床法、回分式活性汚泥法等）	・標準化の検討	・標準設計の適用	1	A	1-2-17

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(公園関係)	小規模下水道施設監視制御装置の標準化	・小規模な下水処理施設において、施設の規模並びに地域特性を踏まえた監視装置の標準化を図る。	・施設規模、地域条件等の整理を行い標準化に向けて装置の諸元等の検討	・標準化の検討	・標準設計の適用	1	A	1-2-18
	小規模処理場の管理棟の標準化	・小規模な処理場において、施設の規模並びに地域特性を踏まえた管理棟の標準化を図る。	・施設規模、管理・運転方式、地域条件等の整理を行い標準化の検討	・標準化の検討	・標準設計の適用	1	A	1-2-19
	小規模汚泥処理施設の標準化	・小規模な処理場において、コンパクトな汚泥処理施設の標準化を図る。	・施設規模、地域条件等の整理を行い標準化に向けて施設の諸元等の検討	・標準化の検討	・標準設計の適用	1	A	1-2-20
	公園施設に係る技術的な基準・標準を見直し検討	・園路・広場の舗装や雨水排水施設等の設計に関する基準、標準について適切に見直しを図る。 ・歩行者、自転車用園路について、簡易な舗装構成、幅員等に係る基準、基準を作成。 1)ベンチ、遊具等の小工作物等の基礎の小型化。 2)雨水排水構造物についての設計基準(降雨強度、流出係数等)見直し。	・園路・広場の舗装、雨水排水施設等、公園施設として固有な基準を策定することが望ましい施設について、基準を検討するための委員会を設置。 (内容)園路・広場の舗装、雨水排水関係構造物、小工作物等の基礎等、その他 ・基準の性能規定化、簡素化する省令改正を行う。	・引き続き、委員会で検討を継続	・公園施設規格基準・標準(案)の策定。 園路・広場舗装に関する設計規格基準・標準類 雨水排水関係施設に関する設計規格基準・標準類 その他の小工作物に関する設計規格基準・標準類	1	B	1-2-21
(住宅関係)	公営住宅等整備基準の見直し	・公営住宅の建設において全国一律に定めた整備水準について、地域ごとの住宅課題に適切に対応した合理的な住宅整備が可能となるよう、基準の簡素化を平成9年度に行う。	・基準の性能規定化、簡素化する省令改正を行う。	・新基準に基づく住宅計画を推進	・新基準に基づく住宅計画を推進	1	A	1-2-22
(営繕関係)	営繕事業について、諸基準の改訂及び材料・機器規格、仕様等の標準化・統一化を図る	・新材料、新工法に対応した建築設計基準、設備設計基準等の改訂を図るとともに、材料・機器規格、仕様書等の省庁間を含めた標準化、統一化を図るため、省庁共通規格の作成及び「公共建築工事標準仕様書(仮称)」の作成を行う。	・設計基準等の検討、省庁共通規格の検討「公共建築工事標準仕様書(仮称)」の検討。	・省庁共通規格(案)の作成及び「公共建築工事標準仕様書(仮称)」の骨格案の検討。	・新材料、新工法に対応した設計基準等を改訂する ・また、省庁共通規格(案)の試行及び「公共建築工事標準仕様書(仮称)」の作成、試行を行う	1	A	1-2-23
設計方法の見直し (共通)	設計V Eの導入	・設計V E(設計段階におけるV E手法の活用)の導入により、平面計画、仕上げ材料、構造計画、設備設計、施工法等について代替案の検討を通じて施設価値(機能/コスト)の向上を図る。	・対象施設を選定し、設計V Eの試行を行う。	・設計V Eの試行の拡大	・設計試行の拡大及び本格的実施に向けた効果的運用方法について検討	1	B	1-3-1
	標準設計の見直し	・従来の資材量をミニマムにするという設計思想に基づいた標準設計を、労務費の要因となる施工工数の多少等の要素を加味した新しい設計思想に基づいた標準設計に見直す。	・土木構造物設計ガイドラインに基づき、試験施工を実施	・試験施工の結果をとりまとめ	・試験施工の結果を反映し、土木構造物設計マニュアル(案)を作成。	1	A	1-3-2
(河川関係)	高水護岸の護岸厚さ設計方法の見直し	・高水護岸の従来の控え長3.5cmや㎡当たり3.50kg等の設計方法を見直し、外力に適した構造とする。	・平成9年度に検討会を設置し、高水護岸について、過去の施工事例、被災事例を基に、各種工法を検討。	・試験施工	・試験施工・工法の取りまとめ	1	A	1-3-3
	小規模排水機場のポンプ設計の見直し	・現行の救急内水対策事業のポンプは移動式を原則としているが、概ね1.0m ³ /s以下の排水量の小規模排水機場について、固定式ポンプとする方法を検討する。	・平成9年度に検討委員会を設置し、現行の救急内水対策事業の移動式ポンプの固定化を検討し、総排水量1.0m ³ /以下の小規模な排水機場のコンパクト化を検討する。	・試験施工	・普及の促進	1	A	1-3-4
	小規模堰の開閉機構設計の見直し	・幅3.0m以下の小規模な堰について、ゴム製の起伏堰とすることにより施設の小型化、運転費を含めた維持管理費の低減を図る。	・平成9年度に検討委員会を設置し、幅3.0m以下の小規模な堰について、ゴム製の起伏堰とするための検討を実施。	・技術検討 ・試験施工	・普及の促進	1	A	1-3-5
	補助災害復旧事業河川護岸の二段階護岸の検討	・査定申請時の護岸タイプに二段階護岸タイプを追加するよう啓蒙を図る。 ・下段部及び上段部の護岸方式を変えられる箇所において既往技術及び新開発技術を組合わせ設計する。	・補助災害復旧事業の河川護岸での二段階護岸の検討実施を図る。	・普及を図る	・普及を図る	1	B	1-3-6

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(道路関係)	少容量放流設備の設計合理化	・小容量放流設備について、工事発注時における設計図書の合理化を図るとともに、放流ゲートの扉体厚、扉体継手構造について検討を行い、放流ゲートの重量軽減を図る。	・平成9年度より技術的検討の実施	・技術的検討の実施	・基準の制定	2	B	1-3-7
	流路工の廃止に伴う護岸工の見直し	・従来の流路工にかえて、床固工、護岸工、砂防林、遊砂地を適切に配置することにより、工事費の縮減を図る。用地費が安く所要の土地の確保が可能な地域に有効である。	・検討会の設置 ・技術的な検討を開始	・技術的検討の実施 ・施策の普及	・技術的検討の実施 ・施策の普及	1	A	1-3-8
	離岸堤等の設計方法見直し	・現在海岸構造物の設計においては、ハドソン公式により最低必要ブロック重量を決定しているが、各断面が受ける波力や消波機能を評価した設計方法を導入する。	・平成9年度に設計方法の見直しに関する検討会を設置する。	・技術検討	・現行設計方法で実施	2	C	1-3-9
	消波ブロックの再生利用	・既設の消波ブロックを人工リーフ等の捨て石などとして再生利用を図る。	・平成9年度に設計方法の見直しに関する検討会を設置する。	・技術検討	・技術検討	1	A	1-3-10
	階段式護岸工の見直し	・従来の被覆ブロック最低重量2t重、最小ブロック厚50cm等の設計方法を見直し建設コストの縮減を図る。	・平成9年度に設計方法の見直しに関する検討会を設置する。	・技術検討	・現行設計方法で実施	2	C	1-3-11
	鋼橋設計の合理化	・比較的簡単な構造の橋梁で行っている省力化構造の設計について、その適用範囲の拡大を図る。	・省力化構造の適用範囲拡大に向けた検討を行う。	・検討結果に基づき適用範囲の拡大を通知。	1	A	1-3-12	
	鋼橋の少本数桁化	・耐久性の高いPC床版等を用いることにより、主桁間隔を広げ主桁本数を減らした少本数主桁橋梁を開発する。	・試験施工の実施など技術的検討を行う。	・詳細な検討を前提に導入を促進	・詳細な検討を前提に導入を促進	1	B	1-3-13
	鋼橋製作と詳細設計の一体発注	・詳細設計を製作とあわせて発注することにより、設計業務と工場製作の効率化を図る。	・製作と詳細設計を同時に発注した場合の課題を検討。	・製作と詳細設計を同時に発注した場合の課題を検討。	・モデル事業の計画を作成	2	B	1-3-14
	鋼橋付属物の省力化構造の標準化	・鋼道路橋の歩行者用高欄や検査路、排水構造について、標準的な構造としてコスト縮減が可能な省力化構造を定め、全国で活用する。	-----	・試験施工を実施(通達)	・試験施工を実施(通達) ・積算基準への反映を検討	1	A	1-3-15
	新たなPC合成桁の開発	・主桁上にプレキャストPC板を床版型枠の代替として設置することにより、施工の省力化を図る。	・試験施工の実施など技術的検討を行う。	・試験施工の実施など技術的検討を行う。	・設計マニュアルを作成する。	1	B	1-3-16
(下水道関係)	舗装工事にジオテキスタイルを適用	・舗装工事において、施工性の確保のために用いられる遮断層の代替として、ジオテキスタイルを敷設した上で直接舗装を施工し、簡素化を図る。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施する。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施する。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施する。	2	B	1-3-17
	大型排水路のプレキャスト化の推進	・現場打ちのカルバート、用排水路擁壁等の大型構造物のプレキャスト化を推進するとともに、その活用に努める。	・設計基準、品質管理基準等を整備し、順次導入する。	・設計基準、品質管理基準等を整備し、順次導入する。	・設計基準、品質管理基準等を整備し、順次導入する。	1	A	1-3-18
	シールド工事の設計の見直し	・二次覆工の簡素化およびセグメント巾の拡大、スチールホール長尺化等のシールド工事の合理化・効率化について検討する。	・二次覆工厚について、防食、防錆からの覆工厚及び代替工法の検討。 ・セグメント巾の拡大の開発検討。	・二次覆工厚について、防食、防錆からの覆工厚及び代替工法の検討。 ・セグメント巾の拡大工法の試験施工	・二次覆工厚について、防食、防錆からの覆工厚及び代替工法の検討。 ・セグメント巾の工法の技術評価	2	B	1-3-19
	プレハブオキシデーションディッチ法(POD法)の推進	・プレキャスト材を用いて下水処理施設を建設するPOD法の活用をより一層推進する。	・プレキャスト材を用いて下水処理施設を建設するPOD法の活用をより一層推進	・プレキャスト材を用いて下水処理施設を建設するPOD法の活用をより一層推進	・プレキャスト材を用いて下水処理施設を建設するPOD法の活用をより一層推進	1	A	1-3-20
	下水道施設における電気・機械設備の仕様の見直し	・下水処理場、ポンプ場の電気・機械設備については、一般に市販されている汎用品の利用を促進するとともに、地域特性を考慮した仕様の見直しを行う。	・機械設備(主要機械以外)の汎用品の評価。 ・監視制御装置、受変電設備等の汎用品の評価。	・機械設備(主要機械以外)への汎用品の採用検討 ・監視制御装置、受変電設備等への汎用品の採用検討	・機械設備(主要機械以外)への汎用品の採用 ・監視制御装置、受変電設備等電気設備への汎用品の採用	1	B	1-3-21

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(公園関係)	ポンプ場における後沈砂地の採用	・過密市街地において、ポンプ場の掘削断面を減少させるため後沈砂池方式の採用を検討する。	・流入水の土砂などの含有量等の調整並びに問題点を整理し、技術的検討を行う	・流入水の土砂などの含有量等の調整並びに問題点を整理し、技術的検討を行う ・一部工事を実施	・流入水の土砂などの含有量等の調整並びに問題点を整理し、技術的検討を行う ・一部工事を実施	2	B	1-3-22
	公園施設の設計における二次製品の活用	・修景施設、休養施設、遊戯施設等についてより標準的で廉価な二次製品を多用した設計を推進する。	・公園整備コスト縮減検討委員会を設置し、公園施設の設計における二次製品の活用について検討。 ・コスト縮減のための公園施設設計のガイドラインの作成に着手。	・ガイドライン(試行案)の作成	・ガイドライン(案)の策定・直轄事業等10件について試行的にガイドラインを適用	1	B	1-3-23
(住宅関係)	高層・超高層公営住宅についてRC造の積極的な採用	・高層及び超高層公営住宅について主要構造をRC造の採用が可能となるような検討を設計で行う。	・高層及び超高層住宅の設計でRC造の採用を促進。	・高層及び超高層住宅の設計でRC造の採用を促進。	・高層及び超高層住宅の設計でRC造の採用を促進。	1	A	1-3-24
	公営住宅建設における標準設計の採用の促進	・標準設計の作成により、設計業務の合理化及び規格部品等の導入の促進を図る。	・標準設計の作成を推進。	・標準設計の作成を推進。	・設計業務の合理化を推進	1	A	1-3-25
技術開発の推進 (共通)	新技術を活用、普及するための制度の拡充	・省力化、コスト縮減に資する技術について評価、認定をする制度を充実し、汎用化を図る。	・新技術を評価、認定する制度の見直し	・新たな評価、認定制度に基づく新技術の活用、普及	・新たな評価、認定制度に基づく新技術の活用、普及	1	A	1-4-1
	新技術の情報交換体制の整備	・公共工事に活用できる新技術に係る情報を円滑かつ積極的に交換できるよう、関係省庁からなる連絡会議を設置するなど、情報交換体制の整備を図る。	・関係省庁からなる連絡会議の設置等情報交換体制の整備	・関係省庁からなる連絡会議の設置等情報交換体制の整備	・関係省庁からなる連絡会議の設置等情報交換体制の検討	2	B	1-4-2
(河川関係)	民間が行う技術開発に対する支援の充実	・民間が行うコスト縮減に資する技術の研究開発に対して、官民共同研究開発の充実等により支援の充実を図る。	・官民共同研究開発の充実 ・民間の研究開発に対する新たな支援策の検討	・官民研究開発の充実等支援策の充実	・官民の共同研究等による支援の充実	1	A	1-4-3
	各省連携等による技術開発の促進	・コスト縮減に資すると考えられる情報化、電子化、検査、測量等の技術や新素材の開発等について、各省の連携を図るため、平成9年度に関係省庁からなる連絡会議を設置し、その結果に基づき、各省連携による技術開発を逐次実施する。	・関係省庁からなる連絡会議の設置・各省で共有化できる新技術・新工法データベースの構成の整理	・各省連携による技術開発を逐次実施・各省で共有化できる新技術・新工法データの収集	・各省連携による技術開発を逐次実施・各省で共有化できる新技術・新工法データベースの構築	1	A	1-4-4
	護岸の材料、工法の新技術の活用	・現行のコンクリート張りブロックによる低水護岸及び異形ブロックによる根固工について、施工性、経済性、環境面から使用材料、施工方法を見直す。具体的には、 ・カゴマットの更なる推進 ・ポーラスコンクリート採用 ・鋼矢板の幅広化 ・トレーダ-工法の採用 ・袋詰根固工(コンクリート殻利用)の推進	・平成8年度から検討を進めている、低水護岸及び根固工の新材料、新工法について、環境面、経済性から具体的な検討を行い新技術等を開発する。	・試験施工 ・技術検討	・試験施工 ・技術検討	1	A	1-4-5
	揚・排水機場のポンプ設備の新技術の活用	・揚・排水機場は土木、建築施設と機械設備からなり、本来の機能からすれば縮小、省略できる設備も多く見受けられることから近年開発された新技術を取り入れ、揚・排水機場のコンパクト化を図る。 ・立型ガスタービンエンジンの採用 ・天井クレーンの省略 ・吐水槽の縮小 ・除塵機、スクリーン等の省略 ・沈砂池の省略 ・土木構造の一床化	・平成8年度までに開発されたポンプ設備に関する新技術を積極的に取り入れ、揚・排水機場施設のコンパクト化を図る。	・新技術導入	・新技術導入	1	A	1-4-6
	高圧薄層脱水システムの活用	・従来の脱水システムを改良し、さらに小型化(船舶に搭載可能)するための技術的検討・現地試験を行う。	・システムの小型化の検討 ・現地実験及びシステムの小型化の検討 ・自主共同研究会を設置し、システムの改良と普及活動を開始	・実湖沼での現地試験及びシステム小型化の確認 ・小型実験機(車載型)の製作・公開	・システム及び浚渫ケーキ活用の導入 ・システムの普及活動を引き続き実施	1	A	1-4-7

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
	ダム合理化施工法・プレキャスト化の推進	・ダム本体工事において、堤体内構造物のプレキャスト化、上下流法面の型枠の省力化等を行うことにより、ダム工事の合理化施工を推進する。	・検討委員会を設置して技術的検討を開始	・技術的検討を継続するとともに、適用可能なものより実施。	・技術的検討を継続するとともに、適用可能なものより実施。	1	A	1-4-8
	ダム材料の使用範囲の拡大	・コンクリートダムにおけるコンクリート用骨材、フィルダムにおける堤体材料として利用している岩石について利用する範囲を拡大して歩留まりを向上させることにより廃棄岩の減少、原石山掘削量の減少等、資源の有効利用を図る。	・検討委員会を設置して検討。 ・ダム材料の使用範囲の拡大。	・技術的検討を実施	・引き続き技術的検討を実施	2	B	1-4-9
	C S G工法の導入	・ダム現場において、河床砂礫等の現地発生材にセメントを添加混合して強度増加を図るC S G工法について、貯砂ダムや仮設工事等に採用し、工期の短縮などを併せて図る。	・平成9年度から一部適用。	・可能なものより実施	・可能なものより実施	1	B	1-4-10
	スーパー暗渠砂防堰堤の施工	・中小洪水時等における土砂の流れを妨げずかつ、大規模な土砂流出時にはより適切に土砂をコントロールするスーパー暗渠砂防堰堤の整備を推進し、良好な溪流環境の保全とともに、暗渠部の使用コンクリート量を節約し、魚道の設置を不要とすることによりコスト縮減を図る。	・技術的検討	・施策の普及	・施策の普及	1	A	1-4-11
	集水ボーリングの削孔径の小断面化	・集水ボーリングの保孔管の継手に従来使われているソケット式継手を、ネジ式等の外径が大きくなり変更に、継手の外径が小さくなった分だけ削孔径を小断面化することによりコスト縮減を図る。		・試験施工を行い、技術的検討を実施する	・引き続き試験施工を行い、技術的検討を実施する。	1	B	1-4-12
	N A T M工法の採用	・道路・下水道等で使用されているN A T M工法を地すべりにおいての使用を検討するために委員会を設置し、平成9年度より現地で試験施工を行う。	・検討会を設置し、技術的な検討を開始する。	・技術的検討を行い試験施工を実施する。	・試験施工を引き続き実施する。	1	A	1-4-13
	継手改良型鋼管杭	・溶接を排除することにより、接続時間を短縮しコスト縮減を計るため、検討委員会を開き、検討を行う。その結果について平成9年度より現地で試験施工を行う。	・検討会を設置し、技術的な検討を開始する。	・技術的検討を行い試験施工を実施する。	・試験施工を引き続き実施する。	1	B	1-4-14
	大間隔法枠工の採用	・従来の法枠工の枠間隔を安全性を確保しながら拡大することにより、工費の縮減を図る。	・技術検討を実施する。	・実施中であり、引き続き検討を行う。	・基準(案)の制定	2	B	1-4-15 (1-2-8)
	新素材を活用したアンカー工法の採用	・従来のアンカーに変えて、軽量で耐久性に優れた新素材を使用することにより、工費の縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。	・技術検討を実施する。	・引き続き技術的検討を実施する。	・試験施工を実施し、引き続き、検討を実施する。	1	B	1-4-16
	鉄筋挿入工法の採用	・従来のコンクリート擁壁に変えて、鉄筋挿入工法を使用することにより工費の縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。	・技術検討を実施する。	・引き続き技術的検討を実施する。	・基準(案)の制定	1	B	1-4-17
	複合補強土工法の採用	・従来の法枠工にかわり、表層土の浅層崩壊を防止するための鉄筋挿入補強土工法およびその下部層の崩壊を防止するアンカー工・ロックボルト工法を組み合わせることで、コスト縮減を図る。	・技術検討を実施する。	・試験施工を実施中であり、引き続き検討を行う。	・基準(案)の制定	1	B	1-4-18
	リングネット工法の採用	・従来落石対策として施工されてきた擁壁工にかわり、ネット工による対策を行うことで、コンクリート量が減少することからコスト縮減が可能となった。	・技術検討を実施する。	・試験施工を実施中であり、引き続き検討を行う。	・基準(案)の制定	1	B	1-4-19
	切土工における機械化施工	・現在、人力により施工している切土工を、機械化施工することにより工費の縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。	・技術検討を実施する。	・引き続き技術的検討を実施する。	・試験施工を実施し、引き続き技術的検討を行う。	1	B	1-4-20

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(道路関係)	重力式擁壁のコンクリート使用量の縮減	・現在の重力式擁壁工について、可能な範囲で中詰置換を行いコスト縮減を図る。技術検討は、平成8年度から行う。	・技術検討を実施する。	・引き続き技術的検討を実施する。	・引き続き技術的検討を実施する。	1	C	1-4-2-1
	雪崩予防柵の杭基礎型垂直式予防柵の開発	・杭基礎型垂直式予防柵については、雪圧等が柵に対する影響が明確でないため、設計基準がないので、一般には用いられないが、建設コストから見ると、杭基礎型垂直式予防柵が経済的となる場合がある。雪圧等が柵に対して影響するメカニズムを解明し実用化に向けて基準類の策	・技術検討を実施する。	・試験施工を実施し、技術的検討を実施する。	・試験施工を実施し、技術的検討を実施する。	1	B	1-4-2-2
	消波機能が高く、施工性に優れたリーフの構造開発	・人工リーフは、昭和60年代に開発され、平成4年に標準的な人工リーフの設計手法の統一を図ってきたところであるが、断面構成によって消波機能が変化することが分かっており、消波機能の優れた人工リーフを開発し、工事費の縮減を図る。	・試験施工を実施中であり、引き続き検討を行う。	・技術検討	・技術検討	1	B	1-4-2-3
	トンネル施工における全断面掘削工法の活用	・地山の地質が良好なトンネルについては、施工技術の向上により全断面掘削が可能となったことから、その積極的な活用を図る。	・積極的な活用を図る。			1	A	1-4-2-4
	TBM先進拡幅工法による掘削の合理化	・TBM(トンネルボーリングマシン)を用いて導坑を掘削し、導坑から地山改良を行うことにより、拡幅掘削をスピードアップし、工費の節減と工程の短縮を図る。	・経済性、施工性の確認のため、試験施工を行う。	・経済性、施工性の確認のため、試験施工を行う。	・経済性、施工性の確認のため、試験施工を行う。	2	B	1-4-2-5
	路床安定処理の採用	・比較的地盤の支持力低い路床について石灰安定処理等を行うことにより、支持力を高め舗装厚を薄くする。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施するとともに追跡調査を行う。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施するとともに追跡調査を行う。	・設計手法の確立に向けて試験施工を実施するとともに追跡調査を行う。	2	B	1-4-2-6
	盛土の品質管理の簡素化	・盛土の品質管理(締固め密度管理)について、人力に代わりR I計器を活用することにより簡素化を図る。	・施工管理基準・積算基準を整備し、積極的な活用を図る。			1	B	1-4-2-7
	道路事業における異形断面シールドの開発	・各施設の必要断面に応じた断面形状を有する新たなシールドトンネル技術の開発を行う。	・試験施工の実施	・試験施工の実施	・試験施工の実施	1	B	1-4-2-8
	道路事業におけるシールドトンネルの長距離施工	・シールド機械のカッタビットの耐久性向上やシールド機構の向上を図ることにより、1台当たりの掘進距離を増加させる。	・耐久性のあるテールシールド材及び地中でのビット交換技術を開発する。	・長寿命のビットと中間立坑を利用するビット交換技術を実用化	・試験施工の検討(フィールド探し)	1	A	1-4-2-9
	コンクリート舗装自動連続工法	・コンクリート構造物の連続施工工法の改良を進め、コンクリート舗装工事への導入を図る。	・適切な機械、人員編成、コンクリート供給方法等の検討のため、試験施工を実施す	・(業界団体で)施工マニュアル作成	・順次導入を図る。	2	B	1-4-3-0
(公園関係)	プレキャスト擁壁の使用	・従来、重力式が一般的であった比較的高い(3m以上)擁壁に対しても、製品化が進む大型のプレキャストL型擁壁を用いるよう地建の標準仕様を見直した。	・技術検討を実施する。	・一部規格について導入	・導入拡大	2	B	1-4-3-1
	樹林地や芝生地の造成における植物材料に係る技術開発等	・小径木・苗木等(コンテナ栽培樹木を含む)による樹林地の造成、播種による芝生地の造成等、植栽に係る技術開発を行う。	・小径木等による樹林地の造成、播種による芝生地の造成等の植樹に係るガイドラインの検討に着手。	・引き続き検討継続 ・ガイドライン(試行案)の作成	・直轄事業等において試行	1	B	1-4-3-2
(下水道関係)	低コスト型活性汚泥法(高濃度活性汚泥法)の技術指針作成	・水処理施設は処理に必要な滞留時間等により容量が決まるが、活性汚泥を高濃度に保持することによる滞留時間の短縮や膜ろ過等による最終沈殿池の省略など施設のコンパクト化を図ることにより低コスト型水処理法を開発検討し、技術指針を作成する。	・低コスト型活性汚泥法(高濃度活性汚泥法、最終沈殿池代替施設等)のパイロットプラント建設。	・低コスト型活性汚泥法(高濃度活性汚泥法、最終沈殿池代替施設等)のパイロットプラント実験の実施	・低コスト型活性汚泥法(高濃度活性汚泥法、最終沈殿池代替施設等)のパイロットプラント実験の実施	2	B	1-4-3-3
	推進工事の長距離施工	・推進工法において、発進・到達の立坑数を減らすため推進延長の長距離化について検討する。	・長距離推進の問題点の抽出及び長距離のカーブ推進等の技術開発の検討。	・推進の長距離化工法の試験施工	・推進の長距離工法の技術評価	1	A	1-4-3-4
	下水道工事におけるシールド工事の長距離施工	・シールド機械のカッタビットの耐久性並びに交換方式の改良等により長距離化を図る	・長距離対応型シールドの開発検討。	・長距離対応型シールドの試験施工	・長距離対応型シールドの技術評価	1	B	1-4-3-5

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
(営繕関係) 積算の合理化	下水道工事におけるシールド工事の二次覆工の省略	<ul style="list-style-type: none"> ・セグメントの改良等について検討を行い、二次覆工の省略を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シールドの二次覆工の省略に関する検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験施工 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価 	1	B	1-4-36
	営繕における民間の技術開発に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・官学民共同研究体制の充実を図る。 ・技術評価制度の一層の活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の技術を活用した提案の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の技術を活用した新技術・新工法の調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の技術を活用した新技術・新工法の試行 	1	A	1-4-37
	営繕における各省連携による新技術・新工法の活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・各省間で新技術・新工法の情報交換を行いデータの共有化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築分野の新技術・新工法データベースを検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築分野の新技術・新工法データベースを作成中 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築分野の新技術・新工法データベースを作成 	1	A	1-4-38
	土木工事積算基準等の統一、公開等	<ul style="list-style-type: none"> ・積算のより一層の妥当性確保のため、関係省庁及び関係公開積算基準の整合。(「土木工事積算連絡調整会議」H8.6設置) ・積算の合理化を図るため、新しい積算体系の整備及び新土木積算システムの開発、公開・地方公共団体への普及。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木工事積算基準の統一可能工種の検討 ・積算の効率化を図るため、積算電算システムの機能充実・実施、および市場単価方式への移行工種の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・統一可能工種の検討 ・積算電算システムの機能充実・実施、および市場単価方式への移行工種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木工事積算基準の統一 ・統一可能工種の検討 ・積算電算システムの機能充実・実施、および市場単価方式への移行工種の実施 	1	A	1-5-1
		<ul style="list-style-type: none"> ・新技術・新工法を反映した積算基準の改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術・新工法等の積算基準等への迅速な反映のために、新技術・新工法等の調査方法の検討および積算基準の早期改訂体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術・新工法等の調査の実施およびコスト縮減の諸施策に対応した積算基準面のフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・新技術・新工法等の調査・解析および積算基準の改訂 	1	A	1-5-2
	ダム用取水設備、ゲートの設計・積算方法の合理化	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、機械設備の部品別重量、機械単体品、部品等の詳細について積み上げ積算している積算体系について、検討会により見直しを行うことにより、設計・積算の合理化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械工事の積算体系の改善に関する検討会」を設置し、積算体系の見直しを検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算体系(案)の試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・積算体系(案)の実施 	1	A	1-5-3
	新技術・新工法等の積算基準等への迅速な反映・鋼橋積算基準	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼橋製作工事の仮組検査省略や工場塗装範囲の拡大などコスト縮減に向けた技術開発、施工方法の変化等に対応して積算基準を改定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法の検討 ・積算基準の早期改訂体制の検討 ・一般に利用が進んでいる鋼橋製作工事の仮組立省略について積算基準反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に利用が進んでいる鋼橋製作工事の工場塗装範囲の拡大について積算基準に反映 		1	A	1-5-4
	公園工事の積算における業務体系の統一化等について見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> ・積算業務の体系化、統一化等を行い、効率的な発注業務を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地工事工種の体系化(案)について試行 ・共通仕様書や施工管理基準についての検討に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事工種体系の本格試行 ・共通仕様書(案)、施工管理基準(案)の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通仕様書の運用(案)、施工管理基準(案)の試行 	2	B	1-5-5
	下水道工事の積算体系の統一化	<ul style="list-style-type: none"> ・積算の合理化を図るため、新しい積算体系を整備し、地方公共団体への普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠工事及び処理場工事の体系検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・管渠工事の体系作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場工事の体系作成 	1	A	1-5-6
	営繕積算基準の統一、公開	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事積算基準の拡充、整備及び公開。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事積算研究会」の場で一般管理費等率の統一 	<ul style="list-style-type: none"> 共通費算定の整合公開 	<ul style="list-style-type: none"> 建築数量積算基準の統一公開 	1	B	1-5-7
営繕積算の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕積算システムの機能充実及び利用拡大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕積算システムの機能充実及び利用拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕積算システムの機能充実及び利用拡大の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・営繕積算システムの機能充実及び利用拡大 	1	B	1-5-8	
営繕積算における市場単価方式の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事における市場単価方式への移行工種の検討及び試行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築工事における市場単価方式への移行工種の検討に着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場単価方式への移行工種の検討、試行 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場単価方式の本施行(5工種)、追加工種の検討 	1	B	1-5-9	
公共住宅積算における市場施工単価の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等の積算において、市場施工単価を適宜採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場施工単価の適宜採用を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場施工単価の適宜採用を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場施工単価の適宜採用を促進。 	1	A	1-5-10	

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
2) 公共工事発注の効率化等に関する施策								
公共工事の平準化の推進	<p>工事の計画的かつ迅速な発注を実施</p> <p>工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施</p> <p>工事の施工状況を踏まえた国庫債務負担行為等による円滑な事業の実施</p> <p>工事発注等の技術支援体制の充実</p>	<p>・各発注機関において、公共工事の平準化を念頭に置いた計画的かつ迅速な発注を行う。</p> <p>・補助事業については、補助金の交付決定事務等の一層の迅速化を図る。</p> <p>・各発注機関において、工期の設定の改善や竣工時期の調整を実施する。</p> <p>・翌債制度の的確な運用により適正工期の確保を図る。</p> <p>・補助事業等について工事の施行状況を踏まえた国庫債務負担行為等の積極的かつ計画的な活用を図る。</p> <p>・都道府県建設技術センター等の支援を行う</p>	<p>・各発注機関において、計画的かつ迅速な発注を実施。</p> <p>・補助金の交付決定事務等の迅速化</p> <p>・各発注機関において、工期設定の改善や竣工時期の調整を実施。</p> <p>・翌債制度の的確な運用</p> <p>・国庫債務負担行為等の積極的な活用</p> <p>・都道府県建設技術センター等を支援</p>	<p>・各発注機関において、計画的かつ迅速な発注を実施。</p> <p>・補助金の交付決定事務等の迅速化</p> <p>・各発注機関において、工期設定の改善や竣工時期の調整を実施。</p> <p>・翌債制度の的確な運用</p> <p>・国庫債務負担行為等の積極的な活用</p> <p>・都道府県建設技術センター等を支援</p>	<p>・各発注機関において、計画的かつ迅速な発注を実施。</p> <p>・補助金の交付決定事務等の迅速化</p> <p>・各発注機関において、工期設定の改善や竣工時期の調整を実施。</p> <p>・翌債制度の的確な運用</p> <p>・国庫債務負担行為等の積極的な活用</p> <p>・都道府県建設技術センター等を支援</p>	1	B	2-6-1
適切な発注ロットの設定	適切な発注ロットの設定を推進する。	<p>・経常建設共同企業体の一層の活用を図る等により、中小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切なロットの設定を推進する。</p> <p>・あわせて事業箇所重点化等により、投資の重点化を図る。</p>	<p>・経常建設共同企業体の一層の活用を図る等により、中小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切なロットの設定を推進する。</p>	<p>・経常建設共同企業体の一層の活用を図る等により、中小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切なロットの設定を推進する。</p>	<p>・経常建設共同企業体の一層の活用を図る等により、中小建設業者等の受注機会の確保を図りつつ、適切なロットの設定を推進する。</p>	1	A	2-7-1
入札・契約制度検討	<p>技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式）について検討・試行</p> <p>その後、中央建設業審議会の建議を踏まえ同方式の導入を推進</p>	<p>・技術革新の著しい分野等において、民間からの技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式）の導入を図る。</p>	<p>・技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式）について検討・試行。</p> <p>・平成9年度中に中央建設業審議会にて建議。</p>	<p>・中央建設業審議会の建議を踏まえ、同方式の試行を拡大。</p>	<p>・試行結果を検討のうえ、同方式の導入を推進。</p>	1	B	2-8-1
諸手続の電子化等	<p>性能規定発注方式の導入</p> <p>工事関係書類等の統一化・電子化</p> <p>経営事項審査情報の電子的共有化</p> <p>技術資料等の授受の電子化</p>	<p>・従来のように構造、材料、施工法を詳細に規定することなく、目的とする構造物に求める性能とその確認方法を規定して工事発注を行うことで、受注企業の持つ技術力の有効活用を図る。</p> <p>・工事関係書類の統一化・電子化を行う。</p> <p>・「デジタル写真管理情報基準（案）」の策定</p> <p>・発注者支援データベースの活用により経営事項審査情報を電子的に共有する。</p> <p>・入札手続における技術資料等の授受を電子的手法により行えるような環境整備を行う</p>	<p>・技術提案を受け付ける入札・契約方式（VE方式）について検討・試行。</p> <p>・平成9年度中に中央建設業審議会にて建議。</p> <p>・「写真管理基準（案）」を改定し、工事写真の原本について、電子媒体で提出する規定を追加。</p> <p>・発注者支援データベースの活用による経営事項審査情報の電子的共有推進</p> <p>・技術資料等の授受を電子的に行うための標準等の検討</p>	<p>・舗装について試行工事を実施</p> <p>・工事関係書類の統一化について検討</p> <p>・デジタルカメラで撮影した写真の管理（属性）情報、フォルダ構成及びファイル仕様等を定める「デジタル写真管理情報基準（案）」を策定。</p> <p>・インターネットの活用による経営事項審査情報の電子的共有推進</p> <p>・一部工事における技術資料等の授受の電子化</p>	<p>・試行結果を検討のうえ、同方式の導入を推進。</p> <p>・「デジタル写真管理情報基準（案）」を現場で適用</p> <p>・発注者支援データベースの活用による経営事項審査情報の電子的共有</p> <p>・対象工事の拡大</p>	2	B	2-8-2
						1	B	2-9-1
						1	B	2-9-2
						1	B	2-9-3
						1	B	2-9-4

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号	
3) 工事構成要素のコスト縮減に関する施策 資材の生産・流通の合理化・効率化	商流の効率化・簡素化	・セメント・生コンクリート等資材によっては、非効率的な取引慣行が指摘されていることから、関係省庁と協力して、資材の調達・流通等の実態を調査し、商流の効率化について検討を行うとともに、生コンクリート等に見られるような商流の多層化等を改善するため、メーカー側、ユーザー側が協力しながら商流の改善を図るよう関係業界に対し要請する。	・建設資材の調達、流通等の実態調査（セメント、生コンクリート、鋼材、アスファルト等）	・各業種毎に問題点をしぼり詳細調査を実施 ・商流の改善の検討・要請	・流通の合理化の検討・要請及び改善状況の把握 ・生コンクリート等の商流の多層化の改善の検討・要請及び改善状況の把握	1	B	3-10-1	
	生産効率の向上	・砕石メーカー及び生コンクリートメーカーにおける中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業等の諸施策を着実に推進するよう関係機関等に対し要請する。	・当該関係団体の総会・会議等において、中小企業近代化促進法に基づく平成9年度構造改善事業の着実な実施を促すとともに平成10年度構造改善計画を策定。（通産省）	・平成9年度末に策定した平成10年度構造改善計画に沿って当該関係団体において構造改善事業を実施。（通産省）	・構造改善事業は平成10年度末をもって終了。現在、実施状況の把握に努めているところ。（通産省）				
	取引の合理化	・商流の効率化、契約関係の明確化を図るため、関係省庁と協力して、メーカー側、ユーザー側が協力しながらセメント・生コンクリートの取引における標準取引約款の作成、文書契約を推進するよう要請する。	・セメント、生コンクリートの標準取引約款作成に関する検討	・セメント、生コンクリートの標準取引約款に関する検討。	・標準取引約款の作成と文書契約の推進を要請	1	B	3-10-2	
	資材の効率的な調達	・スケールメリットを活用するため、資材を大量かつ効率的に調整する等の方法について検討するとともに、セメント、鋼材などの資材の超大口価格を積算に採用する機関を拡充する。	・スケールメリットの活用等、効率的な調達手法の検討 ・超大口価格調査及びその結果を積算に採用する機関の拡充	・検討に基づく施策の試行 ・超大口価格の積算への活用	・検討の基づく施策の試行 ・超大口価格の積算への活用	1	B	3-10-3	
	情報化の推進	・資材の調達の合理化・効率化を図るため情報化を推進する。（CI-NET, KISS）	・資材の調達の合理化・効率化のための情報化の推進（CI-NET, KISS（通産省））	・情報化システムの試行	・情報化システムの普及	1	B	3-10-4	
	物流の効率化	・資材の物流コストを縮減するため、船腹調整事業の計画的解消等物流に係る諸規制の緩和並びに資材の交錯輸送の削減等により物流の一層の効率化を図るよう関係機関等に対し要請する。	・物流に係る規制緩和及び資材の共同輸送化等の物流の効率化に関する要請	・船腹調整事業のうち、コンテナ船、RORO船は平成10年度末までに対象外とする（運輸省） ・物流の効率化に関する要請	・同左及び改善状況の把握				
	残コン等実態把握及び検討	・資材の物流の効率化を図るため関係省庁と協力して、メーカー側・ユーザー側が協力しながら残コン、戻りコンの発生を低減及び資材の多頻度小口配送等の改善を図るよう要請する。	・残コン、戻りコン及び資材の多頻度小口配送の実態把握及び検討	・改善の要請	・改善の要請及び改善状況の把握	1	B	3-10-5	
	資材調達のための諸環境の整備	海外資材の活用に関する情報交換の場の設置	・海外建設資材活用のため、横断的に情報交換する場を設けることを目的に、海外建設資材活用連絡協議会（仮称）を設置する。	・海外建設資材活用連絡協議会の設立準備	・連絡協議会の設立準備	・連絡協議会の設立準備	2	B	3-11-1
		海外資材活用モデル工事の実施	・海外資材の品質、供給能力、納期等の課題に対応するため、海外資材の活用を図るモデル工事を実施するとともに、モデル工事により得られた活用のためのノウハウを整理し、提供する。	・海外資材活用モデル工事の実施・活用のノウハウ等の情報整理及び提供	・海外資材活用モデル工事の実施・活用のノウハウ等の情報整理及び提供	・海外資材活用モデル工事の実施	1	B	3-11-2
		海外資材に関する情報提供の充実	・海外資材等の利用促進のため、海外建設資材・設備フォーラムを平成9年10月に東京で開催するなど、情報の収集・提供の充実を図る。	・平成9年10月に東京で海外建設資材・設備フォーラムを開催及び在日各国大使館を経由し各国サライヤ-に情報提供（通産省）	・平成10年10月に東京で海外建設資材活用に向けたフォーラムを開催。	・海外資材に関する情報提供の充実	1	B	3-11-3

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
		<ul style="list-style-type: none"> ・在日各国大使館を經由し、各国サプライヤーに、海外資材活用に関する施策を紹介、情報を提供する。(外務省) ・インターネットを通じた海外建設資材体制を整備する。(通産省) ・ジェットロによる建設資材に係る内外の規制、商慣行等の調査を実施する。(通産省) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成9年度の政府調達に関する説明会」(平成9年4月23から24日於外務省)において、行動指針等公共工事コスト縮減対策について、在京各国大使館、内外供給業者に対して説明を実施。欠席大使館に対して、指針を送付し、随時問合せに対応。 ・平成10年2月からジェットロのホームページの中のサイパーショウケースにおいて「土木資材」分野の情報提供を開始。 ・対日アクセス実態調査のテーマとして、国内・海外(米英独)での本格的調査を実施中。平成10年夏までに報告書を取りまとめ公開予定。 ・海外建設資材品質審査証明事業等の手続の簡素化及び迅速化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年2月からジェットロのホームページの中のサイパーショウケースにおいて「土木資材」分野の情報提供を開始。平成10年度は、企業1,214件、製品234件を登録している。 ・対日アクセス実態調査のテーマとして、国内・海外(米英独)での本格的調査を実施し、平成10年9月に報告書を公表。 ・逐次簡素化及び迅速化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度の政府調達に関する説明会」(平成11年4月22から23日於外務省)において、公共工事コスト縮減対策について、在京各国大使館、内外供給業者に対して説明を実施。 ・平成10年2月からジェットロのホームページの中のサイパーショウケースにおいて「土木資材」分野の情報提供を開始。平成11年度は、企業2,168件、製品381件を登録している。 ・逐次簡素化及び迅速化等 	2	B	3-11-4
	海外資材の品質確認等制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・海外資材の公共工事への導入を円滑にするため、海外建設資材品質審査証明事業等の手続きの簡素化、迅速化等を図るとともに海外資材とわが国の資材の規格の整合化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行。平成10年11月現在で5機関を指定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行。平成12年3月現在で6期間を指定。 	2	B	3-11-5
	品質検査等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> ・品質が確保されていることを客観的に確認できた段階において(例:品質管理監査制度の実施及びその結果の公表等)、個々の土木工事の生コンクリートのJIS規格品の試験練りを廃止する。(共通仕様書の変更) ・特殊スベックセメントに係わる検収制度の簡素化を検討するとともに、鋼材などの資材についても品質管理・検査方法の簡素化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリートの品質の確保及び客観的評価の確立 ・セメント、鋼材等の品質管理、検査等の簡素化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査制度体制の整備及び制度の充実 ・現場における検査の簡素化等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査制度体制の整備及び制度の充実 ・現場における検査の簡素化等を実施及び状況把握 	1	B	3-11-6
	規格制度の拡充(指針より引用)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己適合表示制度の導入、内外の民間試験・検査機関の幅広い活用により規格制度の拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行し、平成10年2月時点で6試験事業者を認定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行し、平成11年2月時点で17試験事業者を認定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年9月に改正工業標準化法を施行し、平成12年3月時点で33試験事業者を認定。 	1	A	
	アスファルト等の品種の簡素化等	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト、セメント、コンクリート2次製品、アルミサッシ等、各省庁毎に異なる資材の規格を整理統合することにより、品種の簡素化及び仕様の標準化を行い生産性の向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト、セメント、コンクリート2次製品、アルミサッシ等の品種の簡素化、仕様の標準化について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・品種の簡素化、仕様の標準化の実施、各種基準等への標準仕様の採用 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左及び改善状況の把握 	1	B	3-11-7
	公共建築工事標準仕様書(仮称)の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁等独自の建築工事仕様書を標準化することにより、公共建築物の品質確保、作業の効率化及びコストの縮減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(仮称)について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(仮称)の構成等を構成 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(仮称)の作成・試行 	1	A	3-11-8
	電気、機械設備への汎用品の採用等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気及び機械設備工事共通仕様書における機器・材料の仕様を見直し、要求する品質・性能を満たす汎用品については工事への適用を図り、コスト縮減を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、機械設備への汎用品の採用及び標準化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、機械設備への汎用品の採用及び標準化の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格化、標準化を図る 	1	A	3-11-9
	資材等の規格・仕様等の標準化、統一化等	<ul style="list-style-type: none"> ・材料・資材規格、仕様等について省庁間を含め簡素化、標準化、統一化を図る。 				2	B	3-11-10

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
優良な労働力の確保	各種基準類の規格の整合 (指針より引用)	・各種基準類とJIS、JAS等の規格との運動性を強化するとともに、各種基準へのこれらの規格の採用を促進する。 ・資材等に関する規格のISO等への一層の国際的整合化を推進する。(通産省)	・各種基準類とJIS、JAS等の規格との運動性を強化するとともに、資材等に関する規格のISO等への一層の国際的整合化を推進	・各種基準類とJIS、JAS等の規格との運動性を強化するとともに、資材等に関する規格のISO等への一層の国際的整合化を推進	・各種基準類とJIS、JAS等の規格との運動性を強化するとともに、資材等に関する規格のISO等への一層の国際的整合化を推進	1	B	
	国内規格の国際規格反映のための検討	・ISO等の国際標準の制定が順次進められ、関連する国内標準(基準)に与える影響を鑑み、建設省ではISO等への早い段階での積極的関与が必要との観点から、土木学会に委員会の設置を依頼し、必要な対応を行っている。	・土木分野のISO対応について検討を行うために平成9年11月にISO対応特別委員会を設置	・ISO対応特別委員会を5回開催	・ISO対応特別委員会を4回開催	1	B	3-11-11
建設機械の有効利用	優良な技能者の育成	・労働省との連携の下に、「基幹技能者」、「多能工」等を育成するための業種横断的訓練校を整備する。 ・建設業に従事する労働者に対して民間事業者が行う教育訓練の充実を支援する。	・業種横断的訓練校の開校、技能者の育成の開始 ・教育訓練充実のために業界団体が実施する技能開発計画策定への支援等	・多能工等の育成に向けた教育訓練内容の充実 ・技能開発計画を踏まえた基幹技能者育成事業の一部業種における順次実施	・建設業界ニーズ等を踏まえた訓練内容の充実 ・基幹技能者育成事業の実施業種の拡大	1	B	3-12-1
	建設技能者の安定的な確保のための方策	・建設産業に従事する労働者の確保・育成を図るため、労働者、文部省と協力して、業界団体、教育機関等と連携を図りながら、建設産業人材確保・育成推進協議会の活用、建設労働体験セミナーの普及促進などの人材の確保対策の総合的実施を図る。 ・建設労働者の入職・定着を図るための職場環境改善のための支援措置の充実・拡充。	・建設産業人材確保・育成推進協議会、建設労働体験セミナー等を通じた総合的人材確保方策の検討 ・職場環境改善のための支援措置の検討	・建設産業人材確保・育成推進協議会、建設労働体験セミナー等を通じた総合的人材確保方策を実施 ・インターネット等を活用した情報提供の実施 ・職場環境改善のための支援措置の創設	・建設産業人材確保・育成推進協議会、建設労働体験セミナー等を通じた総合的人材確保方策を実施 ・インターネット等を活用した情報提供の実施 ・職場環境改善のための支援措置の充実・拡充	1	B	3-12-2
	建設機械の労働安全対策に関する手続き等の効率化(指針より引用)	・移動式クレーンのフック等の相互使用等、労働安全対策に関する手続き等の効率化について、平成9年度より検討。(労働省)	・移動式クレーンのフック等の相互使用等労働安全対策に関する手続き等の効率化について検討する	・移動式クレーンのフック等の相互使用等労働安全対策に関する手続き等の効率化について検討し、安全性が確保される移動式クレーンの種類、形式、構造等の範囲について、明確化した。	・移動式クレーンのジブ及びフックについて、一定の条件の下に変更届を要することなく相互使用できることとした。	1	A	
	労働安全対策の効率的、効果的な運用等の検討(指針より引用)	・安全教育、資格取得等に対する支援及び助成並びに事業者に対する効率的な安全管理についての助言等を推進するとともに、これらの効果的な運用について、平成9年度より検討。(労働省)	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。 ・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。 ・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始)	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。 ・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始)	1	A	
	建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し(指針より引用)	・事務の軽減等を図るため、空気圧縮機やバックホウ等を使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械について、特定建設作業から除外するための調査・手続きを平成9年度より実施。 また、特殊自動車の排出ガス対策について、同一目的の施策・規制間での整合性を確保した上で、平成9年度より実施。	・低騒音型建設機械(空気圧縮機)の指定機種、騒音レベルについてデータを提供するとともに、試験方法について国際規格との整合性に配慮しつつ、必要な手続きを進める			1	A	3-13-1

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号	
4) 工事実施段階での合理化・規制緩和等に関する施策 労働安全対策	建設機械部品の互換性確保等(指針より引用)	・油圧ショベルのアタッチメントなど各製造業者によって異なる建設機械部品の互換性を確保するための業界標準やJISの策定のための検討を平成9年度より実施。また、効率的な保守部品供給体制を確保するため、保守部品の即納年限に関する業界指針策定のための検討を平成9年度より実施。	・バックホウ、トラクタショベル及びブルドーザを使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないことと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める。空気圧縮機を使用する作業の騒音レベルが調査する。	・空気圧縮機を使用する作業のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないことと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める。	・空気圧縮機を使用する作業のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないことと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める。	1	A	3-13-2	
			・試験方法についての国際規格との整合に配慮した建設機械の排出ガス対策の策定並びに周知			1	A	3-13-3	
			・試験方法についての国際規格との整合性に配慮しつつ、関係省庁間で協議の上、特殊自動車の排出ガス対策を検討し、中央環境審議会でご審議頂き、規制導入のために必要な手続きを進める			2	B	3-13-4	
			・建設機械部品について互換性の確保、即納年限の設定に関する協議会等を設置	・部品の互換性に関して業界標準の案を検討	・部品の互換性に関する業界標準の策定及びISOの検討	2	B	3-13-5	
			・部品の即納年限に関する業界指針を策定						
	建設機械リースレンタル市場等における情報システムの構築(指針より引用)	・工事平準化のための各施策が実施されることを前提として、リースレンタル市場における情報システム構築のための検討を平成9年度より実施。 (通産省)	・建設機械リースレンタル業及び専門工業によるネットワーク構築のための協議会等(通産省)		・ネットワーク構築のための基本設計の検討	・ネットワークの構築及び試行運用	2	B	
労働安全対策の効率的・効果的な運用等の検討(指針より引用)	・安全教育、資格取得等に対する支援及び助成並びに事業者に対する効率的な安全管理についての助言等を推進するとともに、これらの効果的な運用について検討する。(労働省)	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。	・専門事業者安全管理活動促進事業において、新規の4業種について教育用ビデオ、安全作業標準の検討を行うとともに、安全衛生教育、安全パトロールの実施についての支援中。	1	A		
			・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。	・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始予定)	・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始予定)	1	A		
			・事業者に対して、安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。	・事業者に対して、安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始予定)	・事業者に対して安全管理を効率的、効果的に行うための情報を与えるため、安全衛生情報システムの開発を検討中。(平成12年1月サービス開始予定)	1	A		
			・積算基準の共通仮設費における安全費の明確化について検討する。	・積算基準の共通仮設費における安全費の計上の明確化について検討する。	・積算基準の共通仮設費における安全費の計上の明確化を実施。	1	A	4-14-1	
			・他省庁における手続き等の電子化との整合性を図りつつ、必要に応じて試行を経て、手続きの電子化を図る。(労働省)						
交通安全対策	発注者としての安全対策の明確化	・積算基準の共通仮設費における安全費の明確化について検討する。	・積算基準の共通仮設費における安全費の計上の明確化について検討する。	・積算基準の共通仮設費における安全費の計上の明確化について検討する。	・積算基準の共通仮設費における安全費の計上の明確化を実施。	1	A	4-14-1	
	集中工事等の活用モデル工事の実施	・路上工事における集中工事等の活用について検討会を設置し、モデル工事を実施する	路上工事における集中工事等の活用について検討会を設置し、モデル工事を試行する。	・集中工事等の活用マニュアル作成を検討する。 ・都内6カ所でモデル工事を実施	・活用マニュアルを作成する ・集中工事等の実施を図る	1	B	4-15-1	

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
環境対策	道路工事の許可申請に関する手続きの合理化の検討	・道路工事の許可申請に関する手続きの合理化について検討会を設置し、合理化案に基づく手続きを実施する。	・道路工事の許可申請に関する手続きの合理化について検討会を設置する。	・合理化案により手続きを実施する。		2	B	4-15-2
	海上工事の許可申請に関する手続きの迅速化(指針より引用)	・海上における安全性を検討できる範囲内において工事許可手続きの迅速化を図る。(運輸省)	・海上工事の実施について、運輸省、水産庁、海上保安庁で構成する「連絡調整会議」を設置し、検討・調整した結果、施行計画の早期具体化及び事前調整の充実を図ることとし、この旨、港湾及び漁港管理者へ周知した。	・海上工事の実施について、運輸省、水産庁、海上保安庁で構成する「連絡調整会議」を設置し、検討・調整した結果、施行計画の早期具体化及び事前調整の充実を図ることとし、この旨、港湾及び漁港管理者へ周知した。	・海上工事の実施について、運輸省、水産庁、海上保安庁で構成する「連絡調整会議」を設置し、検討・調整した結果、施行計画の早期具体化及び事前調整の充実を図ることとし、この旨、港湾及び漁港管理者へ周知した。	1	A	
	建設機械の環境対策の整合性確保と運用見直し(指針より引用)	・事務の軽減等を図るため、空気圧縮機やバックホウ等を使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械について、特定建設作業から除外するための調査、手続きを平成9年度より実施。(環境庁)	・低騒音型建設機械(空気圧縮機)の指定機種、騒音レベルについてデータを提供するとともに、試験方法について国際規格との整合性に配慮しつつ、必要な手続きを進める			1	A	4-16-1
建設副産物対策			・バックホウ、トラクタショベル及びブルドーザを使用する作業で、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める。空気圧縮機を使用する作業の騒音レベルを調査す	・空気圧縮機を使用する作業のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める	・空気圧縮機を使用する作業のうち、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないと確認される機械については、特定建設作業から除外することとし、必要な手続きを進める	1	A	4-16-2
	リサイクルの目標設定及び実務担当者向けガイドラインの策定	・公共工事の実施に際して現在のリサイクルプラン21を達成するための計画、設計、積算、施工の各段階におけるリサイクルのための目標値を設定する。 また、リサイクルの目標値を達成するための現場の実務担当者向けのガイドラインを作成する。	・リサイクル推進計画'97の策定	・建設リサイクルガイドラインの策定		1	A	4-17-1
	建設副産物の発生量抑制等のチェックマニュアル作成とモデル工事実施	・公共工事の計画、設計の段階における建設副産物の発生量抑制等についてきめ細やかなチェックマニュアルを作成し、現場からの発生量を抑制する。 また、建設副産物の発生抑制等についてモデル工事を実施する。	・公共工事の計画、設計段階におけるきめ細かな建設副産物の発生量抑制等の具体的対応策の検討。	・建設リサイクルガイドラインによるリサイクル計画策定の原則化		1	A	4-17-2
	公共工事間での建設副産物の利用促進	・各種公共工事間で建設副産物の利用を促進するため、国レベル、地方レベルの連絡協議会を設置する。	・各種公共工事間で建設副産物の利用を促進するための情報交換、数値目標等のフォローアップを行う国レベル、地方レベルの連絡協議会を設置する。	・各種公共工事間で建設副産物の利用を促進するための情報交換、数値目標等のフォローアップを行う国レベル、地方レベルの連絡協議会の拡充。	・各種公共工事間で建設副産物の利用を促進するための情報交換、数値目標等のフォローアップを行う国レベル、地方レベルの連絡協議会の拡充。	1	A	4-17-3
	技術開発	・建設副産物の発生抑制技術、新規用途開発等の技術開発の推進。	リサイクル用途の拡大に向けた技術開発の推進	リサイクル用途の拡大に向けた技術開発の推進	リサイクル用途の拡大に向けた技術開発の推進	2	B	4-17-4
情報交換システム	・地方毎の再生材利用の促進のための情報交換システムの普及・高度化。	・コンクリート塊、アスファルト、コンクリート塊、発生土等の情報交換システム構築に向けた検討	・情報交換システムの運用開始に向けた検討。	・建設発生土情報交換システムを運用開始 ・建設廃棄物情報交換システムの構築に向けた検討。	2	B	4-17-5	
地方公共団体への協力要請	・再生資源の利用促進に関し、地方公共団体へ協力要請。	・再生資源の利用促進に関し、地方公共団体へ協力要請	・再生資源の利用促進に関し、地方公共団体へ協力要請	・協力要請の継続	・協力要請の継続	1	B	4-17-6
再生資材の規格化	・再生資材の規格に関するニーズを把握し規格化に協力。	・再生資材の規格化に関するニーズを把握し、規格化に協力 ・規格化を推進すべき資材の種別と、規格化すべき項目に関する検討	・再生資材の規格化に関するニーズを把握し、規格化に協力	・検討の継続と、規格策定への協力	・検討の継続と、規格策定への協力	2	B	4-17-7

施策名	具体策	施策の内容	平成9年度	平成10年度	平成11年度	施策の評価 (進捗状況)	施策の評価 (定着状況)	資料-3の 参照番号
埋蔵文化財調査	連絡調整システムの整備 検討	・公共事務局と文化財保護部局との円滑な連絡調整による文化財調査の迅速化を図るため、都道府県単位で連絡調整システムの整備に文化庁とともに平成9年度より着手する。	・「埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会」において、連絡調整システムについて検討。あわせて関係省庁とも調整。 ・連絡調整システムの整備について、都道府県に通知。	・連絡調整システムの整備状況について、フォローアップを実施。	・すべての都道府県において連絡調整システムの整備。	1	A	4-18-1
	効率的な発掘調査のための 技術開発検討	・効率的な発掘調査推進や遺跡不時発見を少なくするため、測量技術、探査技術等の開発を文化庁とともに平成9年度より着手する。	・「埋蔵文化財調査の適正かつ迅速な進め方に関する文化庁・建設省連絡協議会」において、技術開発について検討。あわせて関係省庁とも調整。 ・技術開発の方策について、発掘調査現場の実例や民間企業への紹介等を踏まえ検討に着手す。	・技術開発の現状と具体的開発目標をパンフレットとしてとりまとめ、民間の業者へ配布し、新技術の開発についての協力を依頼。	・実用化の見込みのあるものから、試行を進める。	2	B	4-18-2
消防基準、建築基準等	(建築基準法) 計画通知(確認申請)手 続きの迅速化	・建築確認関係事務の民間活用を含め、計画通知(確認申請)手続きの迅速化を図る。	・計画通知(確認申請)手続きの迅速化を図るための検討に着手。	・運用面において迅速化を図るよう指導することについて検討中。	・平成11年5月1日の法施行を受け、申請に基づき一定の基準を満たす機関を指定確認検査機関として指定(平成12年4月1日現在、全国で22機関を指定済み)	1	A	4-19-1
	(建築基準法) 新技術・新工法の円滑な 導入のための建築基準法の 改正	・新技術・新工法を円滑に導入するために建築基準法を、現在の工法、材料、寸法等を具体的に規定する仕様規定から性能規定に改正する。	・建築基準法の性能規定化のための法律改正作業着手。	「建築基準法の一部を改正する法律」を公布	法施行へ向け、必要な技術基準について検討中。	1	B	4-19-2
	(消防法) 届け出や検査の見直し	・届け出や検査の簡略化、迅速化、円滑化	・届け出や検査の簡略化・迅速化の検討。	・届け出や検査の簡略化・迅速化の検討。	・届け出や検査の簡略化・迅速化の実施。	1	A	4-19-3
	(消防法) 新技術に対応した消防用 設備の円滑な導入	・新技術に対応した消防用設備の円滑な導入及び技術基準の弾力的対応を図る。 (例)・屋内消火栓をパッケージ型消火設備で代替。 ・新しい機能、性能、デザインの誘導灯の検討	・新技術に対応した消防用設備の導入を図るための検討。	・新技術に対応した消防用設備の一部導入。	・新技術に対応した消防用設備の導入・拡大。	1	A	4-19-4
	(消防法) 排煙設備の建築基準法との 整合	・排煙設備について建築基準法と整合を図ることにより建設コストを縮減する。	・排煙設備について建築基準法と整合を図るため建設省と協議。	・排煙設備について建築基準法と整合を図る。	・平成11年3月「消防法施工例の一部を改正する政令」を公布。 ・平成11年9月「消防法施工規則の一部を改正する省令」を公布	1	A	4-19-5
	(電気事業法) 自家用電気工作物の届け 出手続きの改善	・自家用電気工作物の工事計画手続方法において、持参が必要にならないことの周知を図る。	・工事計画届け出手続方法において、持参が必要にならないことの周知を図る。	・各通産局において、工事計画の届け出に係る手続方法の説明を継続的に実施。	・各通産局において、工事計画の届け出に係る手続方法の説明を継続的に実施。	1	B	4-19-6
	(ガス事業法) ガス内管工事における工 事店の選択機械の拡大と施 工業者間における価格競争 の促進	・平成8年12月5日付行政改革委員会規制緩和小委員会報告中のガス指定工事店制度に関する指摘事項について、ガス事業者へ通知する。	・平成9年度10月24日付9資公第357号により、ガス事業者団体である(社)日本ガス協会及び(社)日本簡易ガス協会に通知。			1	A	4-19-7

「進捗状況」 計画に盛り込まれた事項の3ヶ年での進捗状況

ランク1: 計画した事項を全て実施

ランク2: 計画した事項を一定の段階まで実施

ランク3: 計画した事項を未実施

「定着状況」 計画に盛り込まれた事項の3ヶ年での定着状況

ランクA: 計画した事項が一般化し、定着

ランクB: 計画した事項をモデル的に実施したが、継続して実施が必要

ランクC: 計画した事項の継続実施不要